

目次

1 計画の概要	1
1-1 計画策定の背景.....	1
1-2 計画策定の目的.....	3
1-3 計画の位置付け.....	3
1-4 計画の期間.....	3
1-5 計画の対象区域.....	4
2 計画の前提	5
2-1 移転補償跡地の取扱い.....	5
2-2 都市計画の概要.....	7
3 地域の現状	8
3-1 地域の概況.....	8
3-2 地域の現状.....	9
4 地域の課題	11
4-1 地域の課題.....	11
4-2 課題解決に向けた住民意向.....	14
5 将来ビジョン	17
5-1 将来ビジョン.....	17
5-2 土地利用ゾーニング.....	18
6 整備内容	19
6-1 建築物・敷地の整備.....	19
6-2 道路・公園等の整備.....	21
7 実施計画	26
7-1 事業実施年次計画（予定）.....	26
7-2 資金計画.....	26
7-3 進捗管理.....	26
資料	28
資料-1 川西市南部地域のまちづくりの推進に関する基本合意.....	29
資料-2 大阪国際空港周辺場外用地（川西市域）の取扱い に関する覚書.....	30

1 計画の概要

1-1 計画策定の背景

本計画を策定するに至った経緯は、以下のとおり。

1. 南部地域の航空機騒音対策の経緯

① ジェット機の就航と大阪国際空港公害訴訟の提起

川西市南部地域（以下「南部地域」という。）における航空機騒音は、昭和39年6月のジェット機就航以降、便数の増加や機種の大形化に伴って住民生活に深刻な影響を及ぼすようになった。そこで、地元住民により21時以降の航空機の発着禁止と騒音被害による損害賠償を求めた「大阪国際空港公害訴訟」が昭和44年に始まり、5次にわたって提起された。その結果、21時から7時までの航空機の発着禁止などの措置がとられることとなった。

② 国による移転補償事業の実施

昭和46年から平成元年にかけて、法律に基づく移転補償事業（特に騒音障害が著しい地区に在住する住民が同地区外に移転する場合に、移転により生じる損失を補償し、その土地を国が買収するもの）が進められた結果、南部地域に約11%の移転補償跡地が蚕食状に点在することとなった。

③ 存続協定の締結

平成2年、国と大阪国際空港周辺都市対策協議会は「大阪国際空港の存続及び今後の同空港の運用等に関する協定」を締結し、大阪国際空港は、関西国際空港開港後も存続すること、また、その運用に当たっては、環境基準の達成に向け不断の努力を尽くすとともに運航上の安全の確保・向上に最大の配慮を払うこととされた。

④ 「大阪国際空港の今後のあり方について」最終方針の提示

平成16年、国は、「大阪国際空港の今後のあり方について」最終方針を提示し、大阪国際空港の1日の総発着回数枠を370回、うちジェット機枠を200回を上限として運用することとした。また、運用時間についても、7時から21時までとすることとした。

⑤ 新関西国際空港株式会社の設立

平成24年4月、新関西国際空港株式会社（以下「新関西空会社」という。）が設立され、同年7月、大阪国際空港と関西国際空港の経営統合が行われた。国や関係団体により実施されてきた航空機騒音対策がこれ以降、国の監督の下、新関西空会社により実施されることとなった。

⑥ 騒音被害の現況

南部地域は大阪国際空港の離陸コースの直下に位置し、現在もなお空調機更新事業などの騒音対策が必要な第一種区域に指定されており、日常的な会話に支障をきたすような騒音にさらされている。

大阪国際空港の騒音対策や安全対策は地域の住民にとって今なお切実な問題であり続けている。

2. 移転補償跡地を活用したまちづくりの経緯

① 移転補償跡地を活用したまちづくりの推進

平成21年、南部地域において、移転補償跡地の一部を地域のまちづくりに資する施設や道路・公園などに活用することで、地域の活性化や生活環境の改善を進めるまちづくりを計画的に推進することとした。

② 施設や道路・公園の整備

平成22年から平成25年にかけて、移転補償跡地を活用して生活道路の拡幅・隅切改良、福祉関係複合施設の誘致、街灯の設置、プロペラ公園の新設を行った。

③ 移転補償跡地の所有権の移転

平成24年7月、移転補償跡地は、国から新関西空会社に所有権が移転され、同社が管理することとなった。

④ 基本合意と覚書の締結

平成25年4月、本市は、新関西空会社と「川西市南部地域のまちづくりの推進に関する基本合意（以下「基本合意」という。）」と「大阪国際空港周辺場外用地（川西市域）の取扱いに関する覚書（以下「覚書」という。）」を締結し、移転補償跡地を活用したまちづくりに本格的に取り組むこととした。

1-2 計画策定の目的

南部地域では、国が空港周辺対策事業の一環として移転補償事業を進めた結果、移転補償跡地が住宅地の中に蚕食状に拡がり、地域の人口が大幅に減少したことで、まちの活力が低下し、コミュニティを阻害する状況となっている。

この度の基本合意と覚書の締結により、移転補償跡地が宅地として売却され、今後は一転して新たな住民を迎え入れることになることから、長期的な観点からまちの活力の向上をめざし、地域の個性を発揮しながら、暮らしやすく利便性の高いまち、人が集う魅力的なまちにしていくことが求められている。

本計画は、これらの課題を踏まえ、地域住民の理解と協力を得つつ、移転補償跡地を有効に活用して、生活環境の改善、地域コミュニティの再生を図るまちづくりを推進することを目的として策定する。

なお、本計画の策定に当たっては、基本合意と覚書に基づき、道路、公園等の公共施設整備の方針、暫定緑地の活用方針等の必要な事項を示すものとする。

1-3 計画の位置付け

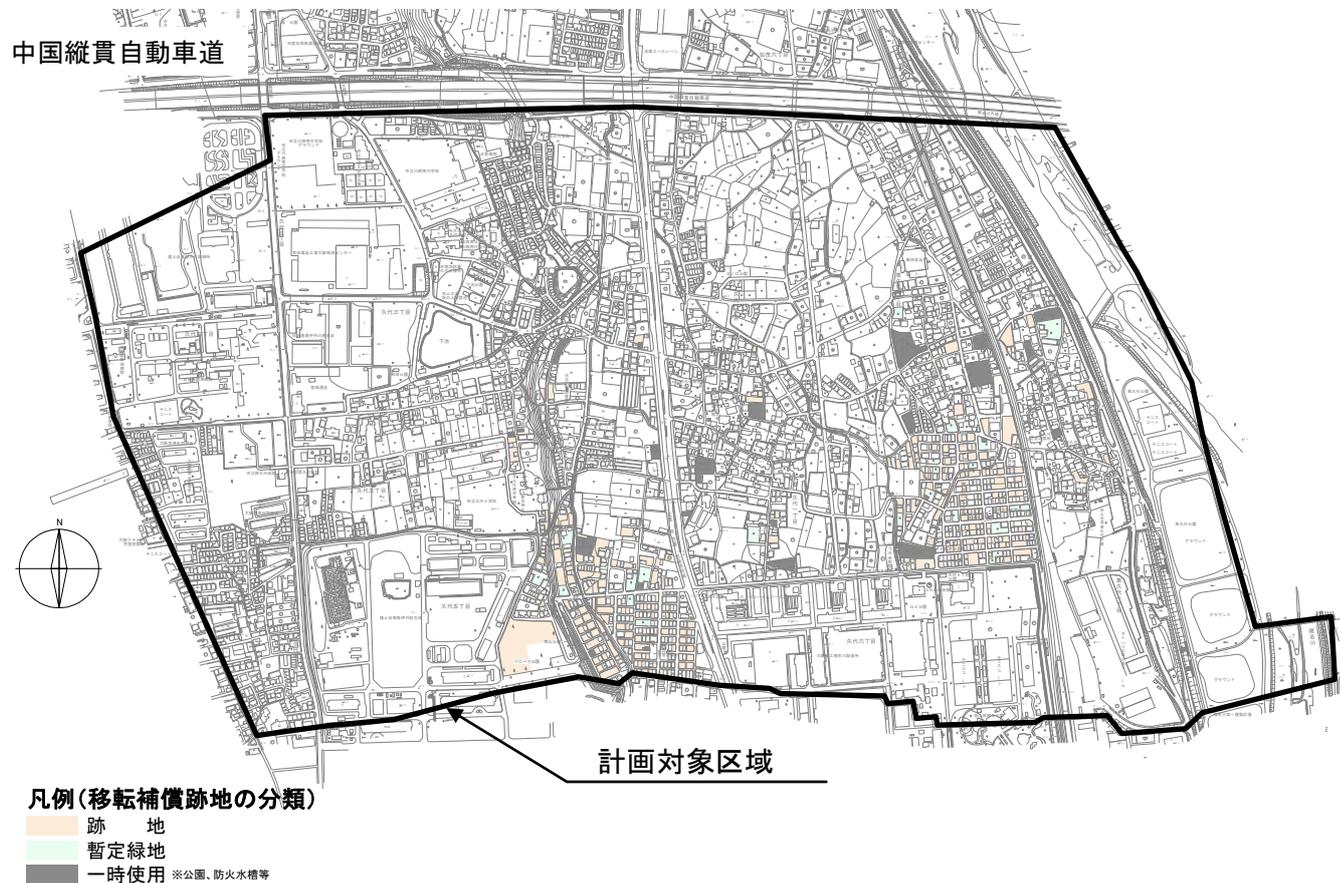
本計画は、基本合意及び覚書に基づき策定する。また、第5次総合計画及び都市計画マスタープランとの整合を図りながら策定する。

1-4 計画の期間

本計画は、道路、公園等の公共施設整備を中心とした実施計画であることから、向こう10年間で優先的に実施する整備内容を定めるものとし、計画の期間を平成26年度から平成35年度までの10年間とする。

1-5 計画の対象区域

本計画が対象とする区域は、騒音対策が必要な第一種区域である中国縦貫自動車道より南の区域とする。



2 計画の前提

2-1 移転補償跡地の取扱い

覚書に定める移転補償跡地の取扱いは、以下のとおり。

- ① 道路：【寄付受け】
- ② 暫定緑地：【寄付受け】
- ③ 都市公園・公共下水道施設：【無償使用】
- ④ ゲートボール場・児童遊園地、防火水槽等：【購入・土地交換又は返還】
 - ・利用継続する土地：購入又は市有地と交換
 - ・利用停止する土地：新関空会社に返還
- ⑤ その他
新関空会社が売却、ただし、壁芯・支え壁部分は隣地住民に無償譲渡

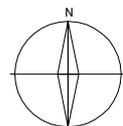
取扱い	用途
寄付受け	道路
	暫定緑地
無償使用	都市公園
	公共下水道施設
購入・土地交換又は返還	ゲートボール場・児童遊園地
	防火水槽等
新関空会社が売却	その他

■ 移転補償跡地位置図



凡例（覚書に基づく分類）

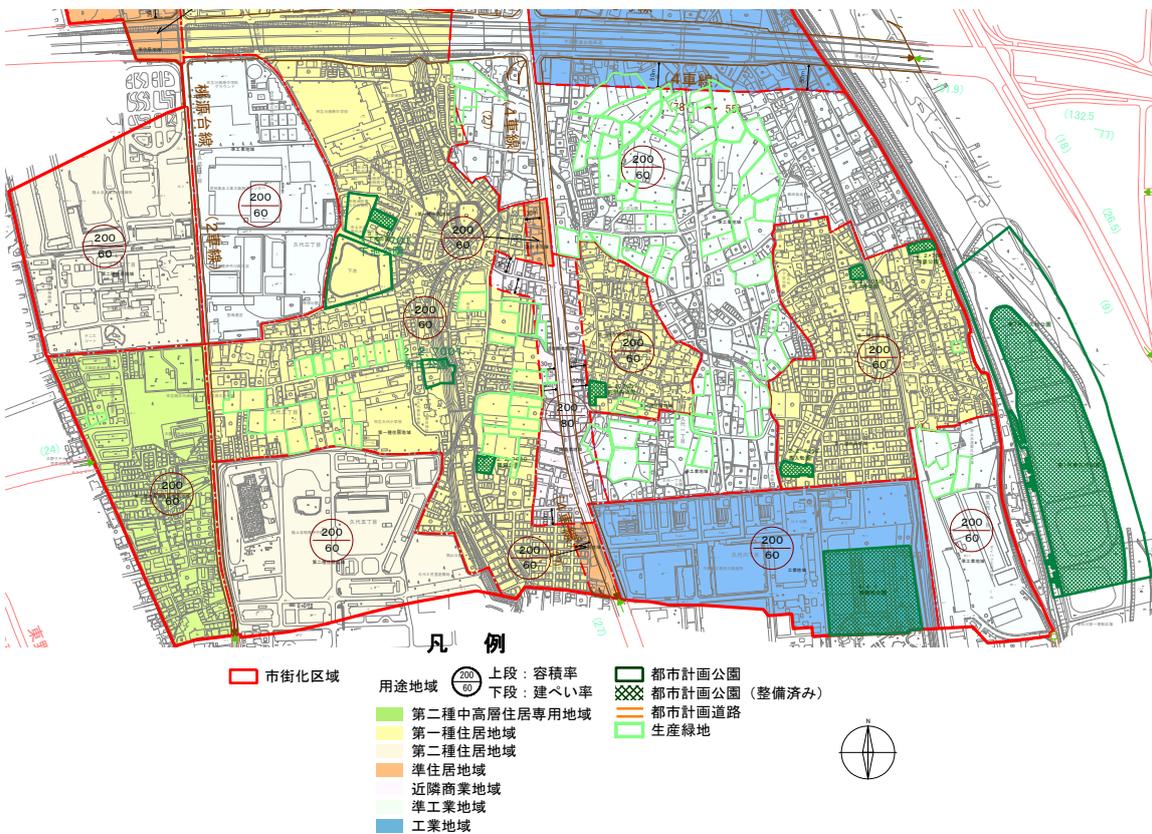
<p>寄付受け</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路 暫定緑地 	<p>購入・土地交換又は返還</p> <ul style="list-style-type: none"> ゲートボール場・児童遊園地 防火水槽等
<p>無償使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園 公共下水道施設 	<p>新関空会社が売却</p> <ul style="list-style-type: none"> その他



2-2 都市計画の概要

現在、決定している都市計画は、以下のとおり。

- 住宅系用途は、県道尼崎池田線沿い後背地に第一種住居地域、市道1号沿いに第二種中高層住居専用地域を決定し、住宅地の形成、住環境の保全を図っている。また、自衛隊施設に第二種住居地域を決定している。
- 商業系用途地域は、県道尼崎池田線沿いに近隣商業地域、準住居地域を決定しており、商業施設の立地を誘導している。
- 工業系用途は、県道尼崎池田線の主に東側に準工業地域、工業地域を決定、また市道1号沿いに準工業地域を決定し、工業施設の誘致、操業環境の保全を図っている。
- 一定規模以上の集客施設の立地を抑制する特別用途地区は、準工業地域に重ねて決定している。
- 都市計画道路は、東西方向に中国縦貫自動車道、南北方向に県道尼崎池田線、市道1号線の3路線を決定し、全て整備済みである。
- 都市計画公園は、9箇所決定しており、その内6箇所が整備済み、2箇所が一部整備済みである。
- 生産緑地は、48地区64箇所（約15㍍²）を決定している。



3 地域の現状

3-1 地域の概況

南部地域の概況は、以下のとおり。

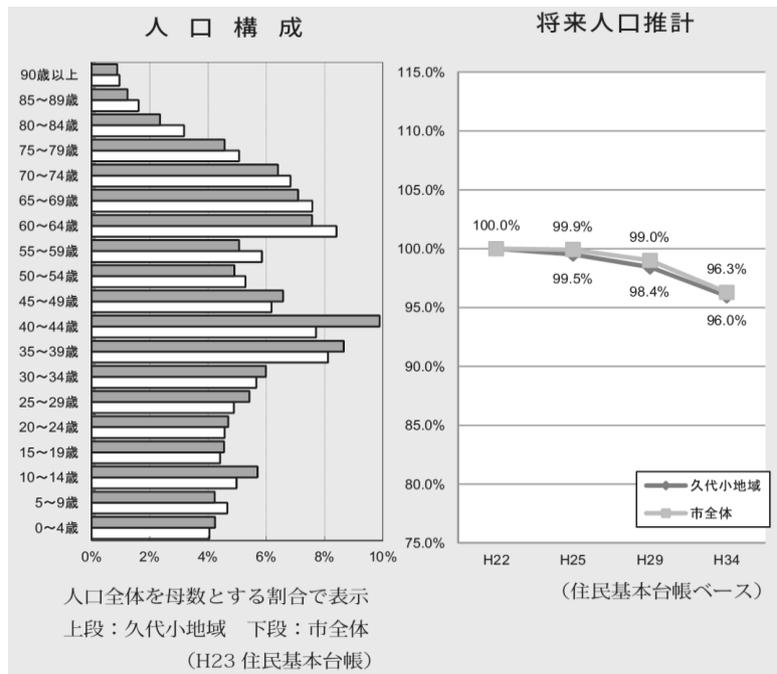
1. 地域と地勢

- ・ 南部地域は、市の最も南部に位置し、伊丹市、宝塚市及び猪名川を挟んで池田市と隣接している。南北には、県道尼崎池田線とJR宝塚線が、東西には中国縦貫自動車道が通る。
- ・ 都市近郊農業が営まれ、川西名産のいちじくの主要な産地であり自衛隊施設や県立西猪名公園などの国・県の大規模施設がある。
- ・ 大阪国際空港に隣接しており、騒音対策が必要な第一種区域に指定されている。



2. 人口と世帯

- ・ 人口は、平成22年に8,826人で、5年間で410人が減り4.4%減少している（全市は0.1%増）
- ・ 年齢別人口割合は、35～44歳が多い。
- ・ 世帯数は、平成23年に3,850世帯で、5年間で1世帯増の横ばい傾向にある（全市は6%増）
- ・ 地域の将来人口は、平成34年には概ね8,500人となり、4%ほど減少すると推計される。
- ・ 摂代・むつみ・高芝地区では、騒音対策として昭和46年から平成元年にかけて実施した移転補償事業により世帯が大幅に減少した。



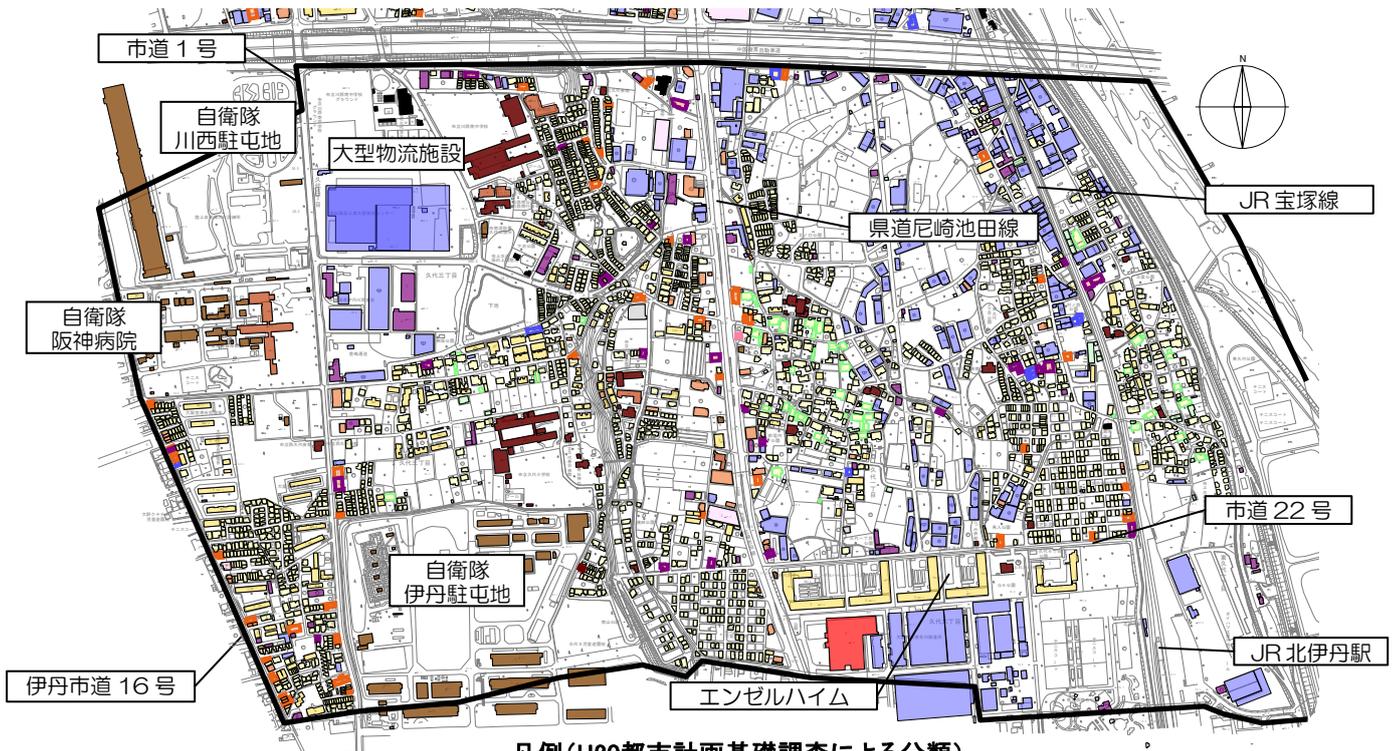
(出典：第5次総合計画)

3-2 地域の現状

住宅、工場、事務所等の建物用途の分布状況と、日常生活に不可欠な教育施設や医療施設、食材・食品販売店、通学路や公園等の生活利便施設の分布状況は、以下のとおり。

1. 建物用途の分布状況

- ・ 住宅は、区域内に広く分布している。開発により区画された宅地にほとんどの住宅が立地しているが、久代1丁目、東久代1丁目は古くからの集落となっており、一般住宅とともに、農家住宅も散在している。
- ・ 大規模な集合住宅(エンゼルハイム等)が、JR北伊丹駅に近い市道22号沿いに集積している。
- ・ 飲食店や自動車販売施設等などのロードサイド型商業施設が、県道尼崎池田線沿いに集中して立地している。それ以外では、市道1号と伊丹市道16号沿いに小規模な店舗が立地している。
- ・ 工業施設は、県道尼崎池田線より東に広く分布している。
- ・ その他、自衛隊駐屯地、自衛隊阪神病院、大型物流施設が県道尼崎池田線より西側に立地している。

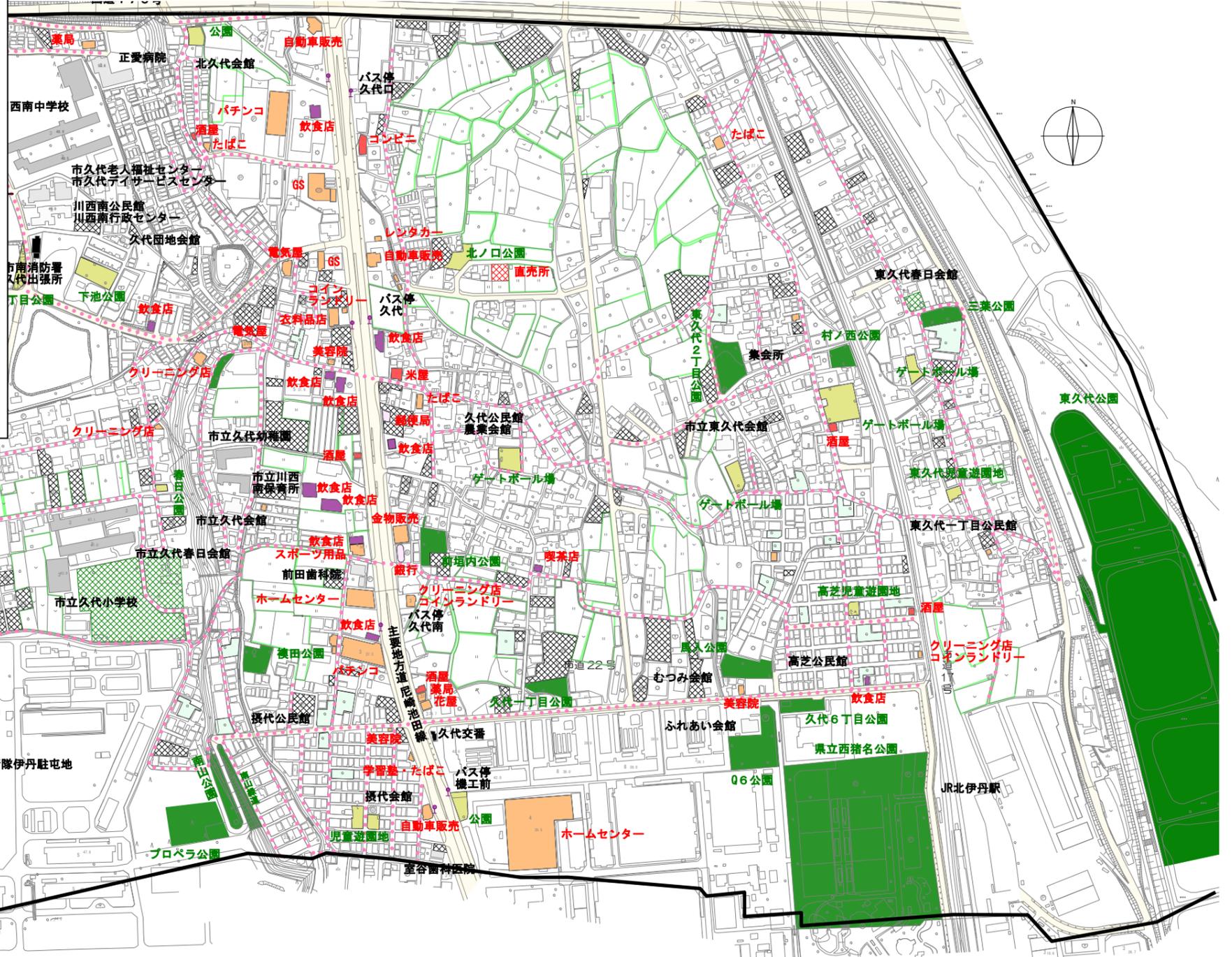


凡例(H20都市計画基礎調査による分類)

独立住宅	工業・物流施設
集合住宅	行政・保安・通信施設
商業・業務兼用住宅	学校教育・文化・宗教施設
研用部分の誘色線取り	医療・保健施設
工業兼用住宅	供給・処理施設
研用部分の誘色線取り	農林漁家住宅
業務・情報報道施設	農林漁業施設
集合販売施設	その他の施設
一般店舗、サービス商業施設	その他(ハウジングセンター)
宿泊施設	その他(スタンドのない球場等)
娯楽・遊戯施設	

2. 生活利便施設の分布状況

- 行政施設や教育施設などの多くの公共施設が、県道尼崎池田線西側の高台地域に立地している。高台地域の北に位置する南中学校周辺には南行政センター、老人福祉センター、公民館が立地し、高台地域の南に位置する久代小学校周辺には幼稚園、保育園、地域の会館が集まっている。
- 飲食店や自動車販売施設、ホームセンターなどのロードサイド型の商業施設が、県道尼崎池田線沿いに立地しているが、**食材・食品を販売する店舗は非常に少ない**。現在、久代地区にスーパーマーケットが建設中である。地区南西部の久代地区には伊丹市から続く商店街があり、生活利便施設が多いが、**むつみ・撰代・高芝・エンゼルハイム・G パーク周辺には生活利便施設が少ない**。
- 銀行と郵便局は、久代地区と地区南東部の県道尼崎池田線沿いに立地している。
- 道路は、幅員 6m 以上の道路が少なく、狭小道路が多い。通学路は、ほとんどが歩道のない狭小道路となっている。
- バス停は、地区を南北に縦断する県道尼崎池田線と市道 1 号沿いにあるが、東西軸沿いにはない。
- 鉄道駅は、JR 宝塚線が猪名川沿いに南北に通る、南端に JR 北伊丹駅がある。
- 公園は、小規模な都市公園とゲートボール場・児童遊園地が住宅地に近いところに設置されている。大規模な公園としては、猪名川の河川敷に東久代公園、JR 北伊丹駅西側に県立西猪名公園がある。



凡 例

建築物
 [白枠] 公共施設
 [黒枠] 行政施設等
 [グレー] 文教・教育・保育施設
 [薄紫] 医療・福祉施設
 [薄灰] 集会施設

【商業施設等】
 [赤] 食材・食品販売店
 [赤点線] 一時利用（直売所等）
 [紫] 飲食店
 [紫点線] 銀行、郵便局
 [オレンジ] その他サービス店
※商業施設のラベルは赤字で表示

道路等
 [黒] 幅員 6m 以上の道路
 [紫点線] 通学路
 [紫] バス停留所
 [黒点線] 駐車場

公園・広場等
 [緑] 都市公園
 [緑点線] ゲートボール場、児童遊園地
 [緑点線] 一時利用（盆踊会場等）
 [薄緑] 緑地
 [薄緑点線] 生産緑地
※公園等のラベルは緑字で表示

4 地域の課題

自治会推薦者及び公募者が参加するワークショップを平成25年11月に2回実施した。

第1回目（65名参加）は、「地域の課題」を地図上にプロットし、第2回目（57名参加）は、「優先したい解決策」について話し合った。

また、自治会長へのヒアリングを平成25年9月から10月に実施し、本計画で「実施したい事業」を聴取した。

これらの結果を踏まえ整理した「地域の課題」と「課題解決に向けた住民意向」は、以下のとおり。

4-1 地域の課題

地域の課題は、以下のとおり。

1. 東部では、商業施設等の生活利便施設の立地の誘導

地区東部には食材・食品販売店等の生活利便施設が不足している。特に、JR北伊丹駅に近い市道22号沿いにおいて、周辺住民や駅利用者のための商業施設、駐車場等の立地を誘導していくことが求められる。

2. 道路が狭小な街区で、交通量の多い道路における安全性の向上

摂代、むつみ、高芝などの道路が狭小な街区にあり、交通量の多い道路では、車両の行き違いや交差点での円滑な通行ができず危険な箇所があり、道路の拡幅や隅切りなどが求められる。

3. 通学路となる道路での安全安心な交通環境の整備

小学生の通学路となる道路で、特に道路が狭く安全な歩行環境が確保されていない場所や街灯が少ない場所については、安全安心な交通環境の整備が求められる。

4. 利用されている公園、広場、会館などの維持・存続

地域で利用されているゲートボール場や会館などは、今後も変わりなく利用できるように維持・存続していくことが求められる。

5. 居住者の増加に伴い必要となる公益施設の確保

居住者が増加することに伴いゴミステーションなどの公益施設が不可欠となることから、事前に確保しておくことが求められる。

6. その他

- ・ JR北伊丹駅の北側出入口からホームまでの経路上にエレベーターを設置することで、鉄道利用の利便性を高めていくことが求められる。
- ・ 病院の誘致、交流の場の設置など高齢者や子育て世代が住みやすいまちにしていけることが求められる。
- ・ 避難場所の整備など、地震や浸水に対する備えを進めていくことが求められる。